

ショッピングサイトを活用した販路拡大を応援します！

令和2年度

インターネットショッピングモール  
出店補助金

募集要項

令和2年5月

令和2年7月1日改訂

公益財団法人新潟市産業振興財団

## 1 制度の目的

公益財団法人新潟市産業振興財団（通称：新潟IPC財団）では、新型コロナウイルス感染症の影響により売上減少がある新潟市内の中小企業者に対して、商品の販路拡大と新規需要の開拓を促進し、受注増加に結び付けるため、インターネットショッピングモールへの出店を広く募集し、必要な経費の一部を補助します。

## 2 制度の概要

### (1) 補助対象者

以下の全てを満たす必要があります。

- ① 新潟市内に本社又は主たる事業所を有する中小企業者（中小企業者の定義については、【別表1】をご覧ください）
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により前年同月比15%以上の売上減少が認められる者  
※創業1年未満の場合は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける直前の3カ月間の売上高の平均を、前年同月の1カ月間の売上高に代えて売上減少比率を算出します。
- ③ 【別表2】の①から④に掲げるいずれにも該当しない者

### (2) 補助対象事業

インターネットを利用した電子商取引において、インターネットショッピングモールと称される複数の企業の商品を販売しているショッピングサイトへ出店する事業で、次の条件を全て満たす事業が対象となります。

- ① 補助対象者が任意に選ぶインターネットショッピングモールへの新規出店または再出店であること（インターネットオークションやフリーマーケット等へ出店は除く）
- ② 申請時において、出店するインターネットショッピングモールの規約等に準じた取扱予定商材を有すること（開発中の商材も可）
- ③ 補助対象事業が、補助対象期間内に完了すること
- ④ 以下に該当しないこと
  - ア 本事業期間内に、同一の内容で国（独立行政法人を含む）、地方自治体または他の団体から補助金等の交付その他助成を受けている、または受けることが決まっているもの
  - イ 事業内容が射幸心をそそるおそれがある、あるいは公の秩序もしくは善良の風俗を害することとなるおそれがある等、公的な支援を行うことが適当でないと思われるもの
- ⑤ 以下の商品・商材を取り扱わないこと
  - ア 法令で販売・所持が規制されているもの（銃刀法違反商品、麻薬全般等）
  - イ 公序良俗、モラルに反するもの（危険ドラッグ、嫌悪感または不快感を与える商品、アダルトコンテンツ等）
  - ウ 譲渡・転売が禁止されているもの（預金口座、通帳、クレジットカード等）
  - エ 悪用されるおそれのあるもの（個人情報、プライバシーに関する情報等）
  - オ 青少年の保護育成上好ましくないもの（児童ポルノ、アダルトグッズ等）
  - カ 危険なもの（爆発物、危険物、武器として使用されるおそれのある商品）
  - キ 他人の権利・利害を侵害する可能性のあるもの（権利侵害品等）
  - ク その他当財団が不適切と判断したもの

### (3) 補助内容

補助金の交付決定を受けた補助対象事業（以下「補助事業」という。）に要する経費の一部を補助します。

#### ① 補助率、補助上限額及び補助対象期間

補助率	補助対象経費の4分の3以内
補助上限額	200,000円
補助対象期間	交付決定日から90日以内（初日不算入）

※補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額の合計額です。

#### ② 補助対象経費

補助対象となる経費は、次のア～ウの条件を全て満たすもので、インターネットショッピングモールへの出店に係る次の表に掲げるものです。

ア 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費

イ 交付決定日以降に発生し、事業期間中に支払われた経費

ウ 証拠資料等によって金額が確認できる経費

経費項目	適用範囲等
①初期費	初期登録費用など出店に係る経費
②月額費	月額出店料やシステム使用料、サービス利用料など運営に係る経費 ※ただし、2カ月分相当とする
③広告宣伝費	店舗サイトや商品の広告掲載に係る経費（メルマガなどの配信広告を含む） ※月額の場合は2カ月分相当とする
④商品開発費	店舗サイト内で取り扱う商品の開発及び改良に係る経費（パッケージやラベルのデザイン経費を含む）
⑤外注・委託費	店舗サイト制作、商材写真撮影、各種検査、マーケティングリサーチ等、出店に伴う経費の一部を第三者に委託するために支払われる経費

※消費税及び地方消費税の他、銀行口座等振込手数料、人件費、旅費等は補助対象外です。

※店舗サイト上で販売する商品等の生産・調達に係る経費は補助対象外です。

※補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）の親会社、子会社などの関連会社（自社と資本関係（連結決算等）のある会社、役職員を兼任している会社、代表者の三親等以内の親族が経営する会社等）との取引に係る経費は補助対象外です。

※②については、出店やサイト運営に係る経費が対象となり、決済システム利用料等、商品の売上に伴い発生する経費は補助対象外です。

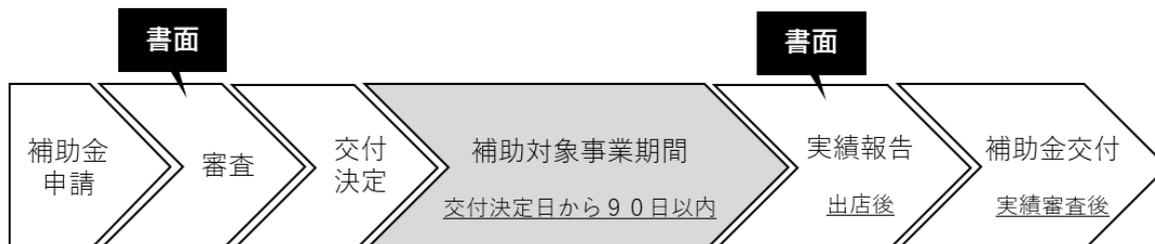
※③については、店舗及び商品の広告掲載に係る経費が対象となり、アフィリエイト広告の成果報酬や、売上・クリック数に応じた課金型広告等、商品の売上及び成果に伴い発生する費用は対象外です。

※月額料の年払い等、複数月分を一括で支払う場合は、そのうちの2カ月分相当が対象です。

※④の商品開発・改良に伴い製作したパッケージやラベル、容器・包装は、使用した数量分のみが補助対象となるため、その用途・数量を明らかにするため、受払簿（指定様式）を作成してください。市販される容器・包装等の購入に係る経費は補助対象外です。

### 3 事業の流れ

事業、手続きの流れの一例です（申請内容によって、変更になる場合があります）。



### 4 申請の手続き

補助金の交付を申請する場合は、募集期間内に次の書類を提出してください。

申請書類提出期間	<p>令和2年6月1日(月)午前8時30分～12月28日(月)午後5時30分</p> <p>※下記提出書類を、後記「11 相談及び申請受付窓口」に必ず持参してください。郵送での提出は受理できません。</p> <p>※事業予算額を超える応募があった場合には、提出期間内でも受付を終了します。</p>
提出書類	<p>①補助金交付申請書（別記様式第1号） 1部</p> <p>②新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少申告書（別紙1） 1部</p> <p>③事業計画書兼収支明細書（別紙2） 1部</p> <p>④中小企業者であることの証明 1部</p> <p>◇法人の場合：登記事項証明書（直近6カ月以内のもの、写し不可）</p> <p>※但し、資本金額が中小企業者要件（別表1）を満たしていない場合は、従業員数を確認できる書類（健康保険加入者数を確認できる書類等）が別途必要です。</p> <p>◇個人事業主の場合：以下の「⑤直近1カ年分の決算書」の個人事業主の場合の提出書類と兼ねます。</p> <p>⑤直近1カ年分の決算書 1部</p> <p>◇法人の場合：直近1カ年分の決算書（貸借対照表及び損益計算書）</p> <p>※但し、決算期を一度も迎えていない場合は不要です。</p> <p>◇個人事業主の場合：直近1カ年分の確定申告書の写し（青色申告の方は青色申告決算書（1～4面）、白色申告の方は収支内訳書（1・2面））。</p> <p>※但し、決算期を一度も迎えていない場合は開業届の写しを提出してください。</p> <p>⑥インターネットショッピングモールの出店案内 1部</p> <p>⑦収支明細書で単価10万円以上の経費の算出根拠となる書類 各1部</p> <p>見積書又は単価表（無い場合は算出根拠となる資料）の写し等</p>

## 5 交付可否の決定

### (1) 交付可否の決定方法等

補助金の申請があった場合には、すみやかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定します。申請内容によっては、審査で不採択になる場合があります。

また、事業予算枠を超える応募があった場合には、申請順に予算の範囲内で交付決定します。

### (2) 結果の通知

申請者全員に対し、採択または不採択の結果を通知します。

### (3) その他

当財団の他の補助金及び本補助金と重複して採択しません。ただし、補助対象事業が異なる場合は、当財団の「事業ブラッシュアップ支援補助金」と重複して採択を受けることが可能です。

## 6 実績報告

補助事業の完了後、報告期限までに次の書類を提出してください。

報 告 期 限	次のいずれか早く到来する期日 ・補助事業の完了日から30日以内（初日不算入） ・令和3年3月31日（水）
提 出 書 類	①補助事業実績報告書（別記様式第6号） 1部 ②補助事業収支明細書（別紙） 1部 ③補助対象経費の支払いに係る請求書またはその写し 各1部 ④補助対象経費の支払いに係る領収書、振込書等またはその写し 各1部 ⑤インターネットショッピングモールへの出店が完了したことがわかる書類（店舗トップページの写し等） 1部

## 7 補助金額の確定、交付

### (1) 補助金額の確定

補助金額は、実績報告書類の内容を審査した後、確定し、文書で通知します。

### (2) 補助金の交付

補助金額の確定通知後、補助金を支払います。

## 8 補助事業者の義務

補助事業者は、以下の事項を留意、順守してください。

### (1) 計画変更

補助事業の内容または補助対象経費を変更しようとするときは、変更が軽微（※）である場合を除き、補助事業変更申請書（別記様式第4号）及び関係書類を提出する必要があります。

※軽微な変更とは、次のいずれかに該当する場合は、

- ・補助事業を実質的に変更するものではなく、その細部を変更するもの
- ・収支明細書に計上した補助対象経費（総額）の変更が20%以内であるもの

### (2) 関係書類の整備及び保存

補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿を備え、補助事業が完了した会計年度の終了後、5年間保存してください。

### (3) 情報の公表

補助事業の期間中、補助事業に関する情報は、原則、非公表とします。

補助事業完了（補助金交付）後は、原則、補助事業者及び補助事業の名称などを当財団のホームページ等において公表します。

### (4) 成果の公表

補助事業の完了後、補助事業者の了解が得られる場合は、補助事業の成果の全部又は一部を公表します。また、補助事業完了後、当財団の求めに応じて、補助事業の成果報告及び成果の公表等へ協力していただきます。

## 9 様式等

当財団ホームページからダウンロードできます。

新潟IPC財団 ホームページ <https://niigata-ipc.or.jp/>

## 10 その他

申請にあたっては、「公益財団法人新潟市産業振興財団補助金交付要綱」を必ずご覧ください。

また、ご不明な点につきましては、お問い合わせください。

## 11 相談及び申請受付窓口

公益財団法人 新潟市産業振興財団（新潟IPC財団）ビジネス支援センター

〒951-8061 新潟市中央区西堀通6番町866番地 N E X T 21 12階

T E L : 025-226-0550 F A X : 025-226-0555 E - m a i l : info@niigata-ipc.or.jp

【別表 1】

<p>(中小企業者の定義) 中小企業者とは、会社および個人であって、次のものが該当します。</p> <p>①資本金 3 億円以下または従業員数 300 人以下のもので、製造業、建設業、運輸業その他の事業 (②～④以外) を主たる事業として営むもの。</p> <p>②資本金 1 億円以下または従業員数 100 人以下のもので、卸売業を主たる事業として営むもの。</p> <p>③資本金 5,000 万円以下または従業員数 100 人以下のもので、サービス業を主たる事業として営むもの。</p> <p>④資本金 5,000 万円以下または従業員数 50 人以下のもので、小売業を主たる事業として営むもの。</p> <p>※本事業では、従業員の数に会社役員 (従業員との兼務役員は除く) および個人事業主本人は含めないものとします。また、以下のいずれかに該当する者は、パート労働者として、常時使用する従業員の数には含めないものとします。</p> <p>ア. 日々雇い入れられる者、2ヶ月以内の期間を定めて雇用される者、または季節的業務に4ヶ月以内の期間を定めて雇用される者 (ただし、所定の期間を越えて引き続き雇用されている者は除く)。</p> <p>イ. 所定労働時間が同一の事業者には雇用される通常の従業員の所定労働時間に比べて短い者</p> <p>※上記①～④基準を満たしていても、以下のいずれかに該当する場合は「みなし大企業」として本事業の補助対象者になりません。</p> <p>ア. 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している中小企業</p> <p>イ. 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上が大企業の所有に属している中小企業</p> <p>ウ. 役員数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼ねている中小企業者</p> <p>なお、上記アイウで「大企業」を「みなし大企業」に置き換えた場合も対象になりません。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【別表 2】

<p>①法人等 (個人、法人または団体をいう。) が、暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう、以下同じ。) であるとき、または法人等の役員等 (個人である場合はその者、法人である場合は役員または支店もしくは営業所 (常時契約を締結する事務所をいう。) の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。) であるとき</p> <p>②役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしているとき</p> <p>③役員等が、暴力団または暴力団員に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき</p> <p>④役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有しているとき</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------